揚貨設備規則

揚貨設備規則　　2012 年　第 1 回　一部改正

2012 年　6 月 15 日　　規則　第 24 号
2012 年　2 月 10 日　技術委員会　審議
2012 年　3 月　6 日　理事会　承認
2012 年　5 月 28 日　国土交通大臣　認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2012 年 6 月 15 日　　規則　第 24 号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章　試験及び検査

2.4　年次詳細検査

2.4.1 を次のように改める。

2.4.1　デリック装置

-1.　年次詳細検査では，デリック装置に対し，**(1)**に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い，良好な状態にあることを確認する。ただし，検査員が必要と認めた場合には，**(2)**に掲げる項目について詳細な検査を行う。

(1)　通常の検査項目
- (a)　主要構造部
- (b)　主要構造部と船体構造との固着部
- (c)　駆動装置
- (d)　各種安全装置及び保護装置
- (e)　揚貨装置の制限荷重等の標示及び関連証明書の有効性
- (f)　揚貨装置操作手引書の船内保管

(2)　検査員が必要と認めた場合の検査項目
- (a)　主要構造部の板厚計測，非破壊検査，トッピングブラケット，グースネックブラケット及びデリックブーム基部アイの開放検査
- (b)　駆動装置の開放検査
- (c)　各種安全装置及び保護装置の作動試験

-2.　年次詳細検査においては，トッピングブラケット，グースネックブラケット及びデリックブーム基部アイについて~~は~~，登録検査又は前回の開放検査終了の日から 5 年~~目の~~を超えない時期に~~年次詳細検査において~~開放~~して~~検査~~すること~~を行う。

附　則

1.　この規則は，2012 年 6 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。

2.　施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。